

議案第34号

小金井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

小金井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を別紙のように制定する。

平成30年2月21日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う介護保険法の改正により、市が指定する居宅介護支援事業所の基準を定める必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める
条例

目次

- 第1章 趣旨及び基本方針（第1条・第2条）
- 第2章 人員に関する基準（第3条・第4条）
- 第3章 運営に関する基準（第5条—第30条）
- 第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第31条）

付則

第1章 趣旨及び基本方針

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、小金井市における指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む）

以下同じ。)、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

第2章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第3条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定居宅介護支援事業所」という。)ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第4条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第19条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
 - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る

る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速

やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（同条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の額と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第13条 指定居宅介護支援は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第14条 指定居宅介護支援の具体的な取扱いは、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させること。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにすること。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めること。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供すること。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族に面接して行うこと。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を当該利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、当該利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、当該利用者及びそ

の家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、当該サービスの種類、内容及び利用料並びに当該サービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成すること。

- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を原則としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付すること。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めること。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、当該居宅サービス計画の実施状況の把握（当該利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、当該利用者の

同意を得て主治の医師もしくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。

- (15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。

ア 少なくとも1か月に1回、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者に面接すること。

イ 少なくとも1か月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

- (16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。

ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

- (18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。

- (19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うこと。

- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第18号の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（同号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ること。

- (21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サー

ビスの利用を希望している場合その他必要な場合には、当該利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めること。

- (22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に、訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うこと。
- (24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意し、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにすること。
- (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載すること。
- (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載すること。
- (27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービスもしくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、当該利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービスもしくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成すること。
- (28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ること。

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮すること。

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めること。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第15条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第16条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者による居宅介護支援の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと

等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第18条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。

(運営規程)

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第21条 指定居宅介護支援事業所は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第24条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものでないようしなければならない。

(居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等)

第26条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、当該市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第28条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しなければならない。

(1) 第14条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ 第14条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第14条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第14条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第17条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第31条 第2条、第2章及び第3章(第27条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援(法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。)の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「第19条」とあるのは「第31条において準用する第19条」と、第11条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(同条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。))が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援(法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。）」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第14条第20号の規定は、同年10月1日から施行する。

(管理者に係る経過措置)

- 2 平成33年3月31日までの間は、第4条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第4条第1項に規定する管理者とすることができる。

議案第34号資料1

小金井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

1 条例制定の経緯

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）により介護保険法（平成9年法律第123号）が改正され、これまで、都道府県で行っていた指定居宅介護支援事業所の指定権限が平成30年4月1日から市町村に移管されることに伴い、各市町村で条例を制定する必要が生じた。

2 居宅介護支援とは

居宅介護支援とは、要介護者が、介護サービスを適切に利用できるよう、ケアプランの作成やサービス事業所との連絡・調整などを行う事業を指す。平成29年12月現在、小金井市では36か所の居宅介護支援事業所としての登録があり、サービス提供を行っている。

3 条例制定の基準について

市が条例で基準を定める際には、介護保険法に基づく厚生労働省令に定めるところにより、以下の基準に基づき、定めることとされている。

類型	異なるものを定めることの許容の程度
「従うべき基準」	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
「標準とすべき基準」	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの
「参酌すべき基準」	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

の

具体的にどの規定がいかなる類型に属するかは、以下の表のとおり。条例の制定に当たっては、現行の国の基準に準拠した東京都条例に十分な合理性があることから、国の基準どおりとし、市独自基準は定めないものとする。

類型	具体的内容	対象となる条文
「従うべき基準」	(1) 従業者の員数	第3条
	(2) 管理者	第4条
	(3) 内容及び手続の説明及び同意	第5条第1項及び第2項
	(4) 提供拒否の禁止	第6条
	(5) 指定居宅介護支援の具体的取扱方針	第14条第1項第7号、第9号から第11号まで、第15号、第17号、第20号及び第29号
	(6) 秘密保持	第24条
	(7) 事故発生時の対応	第28条
「標準とすべき基準」	該当なし	—
「参酌すべき基準」	上記以外の事項についての基準	上記以外の条文

小金井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例概要

区 分		条例の概要	条番号
趣旨		条例の趣旨	1
基本方針		基本方針	2
人員基準	従業者の員数	事業所ごとに置くべき従業者の職種及び員数	3
	管理者	事業所ごとに常勤専従の管理者を配置すること。	4
運営基準	内容及び手続の説明及び同意	指定居宅介護支援のサービス提供に際し、利用申込者に重要事項を説明し、同意を得なければならない等	5
	提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。	6
	サービス提供困難時の対応	サービス提供困難時の対応	7
	受給資格等の確認	サービス提供を求められた場合は、被保険者証により、要介護認定の有無等を確認しなければならない。	8
	要介護認定の申請に係る援助	要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	9
	身分を証する書類の携行	介護支援専門員に身分を証する書類を携行させること。	10
	利用料等の受領	サービスを提供した際に利用者から受ける利用料と居宅介護サービス計画費との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない等	11
	保険給付の請求のための証明書の交付	利用料の支払を受けた場合は、指定居宅介護支援提供証明書を交付しなければならない。	12
	基本取扱方針	指定居宅介護支援は、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない等	13
	具体的取扱方針	管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させること等	14
	法定代理受領サービスに係る報告	毎月、市町村（審査支払事務を国保連に委託している場合は国保連）に対して指定居宅サービス費等のうち法定代理受領サービスとして位置付けられたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。	15
	利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	利用者の申出等に応じ、居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。	16
	利用者に関する市町村への通知	利用者が正当な理由なしに指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認めるとき等は、市町村に通知しなければならない。	17
	管理者の責務	管理者の責務として行う事項	18
	運営規程	事業の運営についての重要事項に関する規程を定めること。	19
	勤務体制の確保等	介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めること等	20
	設備及び備品等	事業を行うために必要な広さの区画を有し、設備及び備品等を確保しなければならない。	21
	従業者の健康管理	介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うこと。	22
	掲示	運営規程等を見やすい場所に掲示しなければならない。	23

区 分		条例の概要	条番号
運営基準	秘密保持	正当な理由なく業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならないこと等	24
	広告	虚偽又は誇大な広告の禁止	25
	居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等	サービス事業者等からの財産上の利益の収受の禁止等	26
	苦情処理	苦情に対し迅速かつ適切に対応しなければならない等	27
	事故発生時の対応	事故発生時には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行わなければならない等	28
	会計の区分	事業所ごとに経理を区分しなければならない。	29
	記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない等	30
基準該当居宅介護支援に関する基準	準用	基準該当居宅介護支援の事業について準用する。	31

議案第35号

小金井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

小金井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年2月21日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する
省令の施行に伴う指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
の改正により、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

小金井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

小金井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例（平成25年条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基
準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第59条の21・第59条の22）

第2款 人員に関する基準（第59条の23・第59条の24）

第3款 設備に関する基準（第59条の25・第59条の26）

第4款 運営に関する基準（第59条の27—第59条の38）

を

「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第59条の20の2・第59条
の20の3）

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基
準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第59条の21・第59条の22）

第2款 人員に関する基準（第59条の23・第59条の24）

第3款 設備に関する基準（第59条の25・第59条の26）

第4款 運営に関する基準（第59条の27—第59条の38）

に改める。

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42
条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第6条第2項中「に規定する」を「の規定に基づき」に改め、同項ただし書中「3
年以上」を「1年以上（基準省令第3条の4第2項の規定に基づき特に業務に従事し
た経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改め、
同条第5項中「次の各号」を「次」に改め、「、午後6時から午前8時までの間にお
いて」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第6条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、当該」を「当該」に改め、同条第8項中「、午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「第191条第10項」を「第191条第14項」に改める。

第32条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる随時対応サービス」を「随時対応サービス」に改める。

第39条第1項中「3か月」を「6か月」に改め、同条第4項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改める。

第47条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上（基準省令第6条第2項の規定に基づき特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改める。

第59条の9第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項

に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第59条の25中「9人」を「18人」に改める。

第59条の27第1項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第59条の38中「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改める。

第61条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第62条第2項中「に規定する」を「の規定に基づき厚生労働大臣が定める」に改める。

第65条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「とする」を「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改め、同条第2項中「第82条第7項」の次に「及び第191条第8項」を加える。

第82条第1項中「及び当該」を「並びに当該」に改め、「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「及び第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第6項の

表中欄中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加え、同条第7項中「（以下）」を「（以下この章において）」に改める。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「第192条第2項、及び」を「第192条第2項及び」に改める。

第84条、第103条第3項、第111条第2項及び第112条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第117条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第125条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第130条第4項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、同項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「もしくは作業療法士」を「、作業療法士もしくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第138条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第151条第3項を次のように改める。

- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第151条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「もしくは作業療法士」を「、作業療法士もしくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第153条中「介護老人保健施設」の次に「もしくは介護医療院」を加える。

第157条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

第165条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第168条中第7号を第8号とし、第6号を7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第182条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第186条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第191条第1項中「指定看護小規模多機能型居宅介護（）」の次に「第82条第7項に規定する」を加え、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「指定看護小規模多機能型居宅介護（）」の次に「第82条第7項に規定する」を、「サテラ

イト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第191条中第10項を第14項とし、第9項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の基準省令第171条第9項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第199条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第191条中第8項を第11項とし、第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業

所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第192条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第193条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第194条第1項中「29人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)」を加え、同条第2項第1号の表以外の部分中「次の表」を「次の表」に改め、「利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」を加え、同項第2号中「9人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)」を加える。

第195条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第199条第1項中「介護支援専門員」の次に「(第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。)」を加える。

第202条中「の活動状況」との次に「、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と」を加える。

付則第11項から第13項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改め、付則に次の2項を加える。

19 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月3

1日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院もしくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院もしくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適當数

20 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院もしくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第35号資料1

小金井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正により、所要の改正を行う。

2 改正内容

(1) 定期巡回型サービスの人材確保等

ア 日中について、利用者へのサービス提供に支障がない場合のオペレーターの専任要件を緩和する（第6条第5項、第7項、第8項）。

イ 日中について、夜間・早朝と同様の事業所間の連携が図られている場合のオペレーターの集約を認める（第32条第3項）。

ウ オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の経験年数を緩和する（第6条第2項、第47条第2項）。

エ 介護・医療連携推進会議の開催頻度について、他の宿泊を伴わないサービスに合わせ緩和する（第39条第1項）。

オ 正当な理由がある場合を除き、地域の利用者に対してもサービス提供を行わなければならない旨を規定する（第39条第4項）。

(2) 共生型地域密着型サービス基準の整備

ア 障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援又は放課後等デイサービスの指定を受けた事業所について、共生型通所介護の指定を受けられるものとした基準を整備する（第5節）。

イ 指定療養通所介護事業所において、更に地域共生社会の実現に向けた取組を推進する観点により、定員数を引き上げる（第59条の25）。

(3) サービスの普及促進

ア ユニット型の指定地域密着型介護老人福祉施設における共用型指定認知症対応型通所介護の利用定員を見直す（第65条第1項）。

イ 指定看護小規模多機能型居宅介護について、有床診療所が実施する際の基準

を緩和する（第195条第2項）。

ウ 指定サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の基準を創設する（第191条第1項、第6項、第8項から第10項まで及び第13項、第192条第2項、第194条、第199条第1項）。

(4) 身体的拘束等の更なる適正化の推進

身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、指針の整備や身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催などを義務付ける（第117条第7項、第138条第6項、第157条第6項、第182条第8項）。

(5) 入所者の医療ニーズへの対応

入所者の病状の急変等に備えるため、施設に対して、あらかじめ配置医師による対応その他の緊急時等における対応方法を定めなければならないことを義務付ける（第165条の2、第168条、第186条）。

(6) 介護医療院の創設

医療と介護の複合的ニーズに対応する介護医療院の創設に係る規定を整備する（第6条第5項、第61条第1項、第82条第6項、第83条第3項、第84条、第103条第3項、第111条第2項、第112条、第125条第3項、第130条第4項及び第7項、第151条第4項及び第8項、第153条、第191条第7項、第192条第3項、第193条）。

(7) 介護療養病床の廃止に係る経過措置

介護療養病床の廃止に係る経過措置期間の延長に係る規定を整備する（付則第11項から第13項まで、付則第19項及び第20項）。

(8) その他所要の規定の整備

3 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第355号資料2

小金井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>目次</p> <p>第1章 } 省略</p> <p>第3章 } 省略</p> <p>第3章の2 地域密着型通所介護</p> <p>第1節 } 省略</p> <p>第4節 } 省略</p> <p>第5節 <u>共生型地域密着型サービスに関する基準 (第59条の20の2・第59条の20の3)</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 } 省略</p> <p>第3章 } 省略</p> <p>第3章の2 地域密着型通所介護</p> <p>第1節 } 省略</p> <p>第4節 } 省略</p>	
<p>第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 <u>この節の趣旨及び基本方針 (第59条の21・第59条の22)</u></p> <p>第2款 <u>人員に関する基準 (第59条の23・第59条の24)</u></p> <p>第3款 <u>設備に関する基準 (第59条の25・第59条の26)</u></p> <p>第4款 <u>運営に関する基準 (第59条の27—第59</u></p>	<p>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 <u>この節の趣旨及び基本方針 (第59条の21・第59条の22)</u></p> <p>第2款 <u>人員に関する基準 (第59条の23・第59条の24)</u></p> <p>第3款 <u>設備に関する基準 (第59条の25・第59条の26)</u></p> <p>第4款 <u>運営に関する基準 (第59条の27—第59</u></p>	<p>共生型地域密着型サービスの追加に伴う節の追加 節の繰下げ</p>

条の38)

第4章 } 省略
第10章 }
付則 }
(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) } 省略
(5) }

(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受け
た者による指定地域密着型サービスをいう。

(7) 省略

(従業者の配置基準)

第6条 省略

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。)第3条の4第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人

条の38)

第4章 } 省略
第10章 }
付則 }
(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) } 省略
(5) }

共生型地域密着型サービスの定義の追加
号の線下げ

(6) 省略

(従業者の配置基準)

第6条 省略

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。)第3条の4第2項の規定する厚生労働大臣が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、

用語の整備

員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービスマニタリング責任者をいう。以下同じ。）の業務に1年以上（基準省令第3条の4第2項の規定に基づき特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるもの）にあっては、3年以上）従事した経験を有する者をもって充てることができる。

- 3 省略
- 4 省略

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一の敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) } 省略
- }
- (11) }
- (12) } 介護医療院

- 6 省略

7 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスの従事することができる。

8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従

設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービスマニタリング責任者をいう。以下同じ。）の業務に3年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。

- 3 省略
- 4 省略

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一の敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) } 省略
- }
- (11) }

- 6 省略

7 午後6時から午前8時までの間は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスの従事することができる。

8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従

オペレーターに係る基準の見直し

用語の整備
オペレーターに係る基準の見直し

新たな介護保険施設の新設

オペレーターに係る基準の見直し

事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービス提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

9 } 省略
1 1 }

1 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされるとき、及び第191条第14項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(勤務体制の確保等)
第32条 省略
2 省略
3 前項本文の規定にかかわらず、随時対応サービスについて

事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービス提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間は、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

9 } 省略
1 1 }

1 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされるとき、及び第191条第10項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(勤務体制の確保等)
第32条 省略
2 省略
3 前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時まで

オペレーターに係る基準の見直し

規定の整備

ては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けるところができる。

4 省略

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6か月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 省略

3 省略

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対

での間に行われる随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けるところができる。

4 省略

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね3か月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 省略

3 省略

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対

ターに係る基準の見直し

介護・医療連携推進会議の開催頻度の緩和

規定の整備

しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第47条 省略

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他基準省令第6条第2項に規定する厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、1年以上（基準省令第6条第2項の規定に基づき特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるもの）にあつては、3年以上）サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) }
 } 省略
(5)

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者^のの希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域

対応型訪問介護看護の提供を行うよう努めなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第47条 省略

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他基準省令第6条第2項に規定する厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、3年以上サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) }
 } 省略
(5)

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者^のの希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

規定の整備

節の追加
共生型地
域密着型

密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第16条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第6条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第5条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第6条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たたる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第6節 省略

(利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員
(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通
所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をい
う。以下この節において同じ。)を18人以下とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所
介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はそ
の家族に対し、第59条の34に規定する重要事項に関す
る規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59
条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の
対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する
緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込
者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記し
た文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利
用申込者の同意を得なければならぬ。

2 省略

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から
第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条
から第38条まで、第41条、第59条の7(第3項第2
号を除く。)、第59条の8及び第59条の13から第5
9条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業につい
て準用する。この場合において、第34条中「運営規程」
とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する
規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」

第5節 省略

(利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員
(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通
所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をい
う。以下この節において同じ。)を9人以下とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所
介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はそ
の家族に対し、第59条の34に規定する運営規程の概要、
療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項
に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の
医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療
機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの
選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付し
て説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意
を得なければならぬ。

2 省略

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から
第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条
から第38条まで、第41条、第59条の7(第3項第2
号を除く。)、第59条の8及び第59条の13から第5
9条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業につい
て準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・
随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介
護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所

節の線下
げ

利用定員
の見直し

用語の整
備

規定の整
備

とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第61条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。））に併設されない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) } 省略
(2) }
(3) }

介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第61条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。））に併設されない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) } 省略
(2) }
(3) }

新たな介護保険施設の創設

2
3
7

省略

(管理者)

第62条 省略

2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、基準省令第43条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬ。

(利用定員等)

第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることのできる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サ

2
3
7

省略

(管理者)

第62条 省略

2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、基準省令第43条第2項に規定する研修を修了しているものでなければならぬ。

(利用定員等)

第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることのできる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。

利用定員
の見直し

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サ

ービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスという。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）、指定介護予防支援（法第58条第2項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）、指定介護予防支援（法第58条第2項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（従業者の員数等）

第82条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たたる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たたる者とその利用者（当該指定小規模多機能型居宅

サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスという。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）、指定介護予防支援（法第58条第2項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）、指定介護予防支援（法第58条第2項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（従業者の員数等）

第82条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たたる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たたる者とその利用者（当該指定小規模多機能型居宅

規定の整備

介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者
(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1
項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者
をいう。以下この章において同じ。)の指定を併せて受け、
かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防
小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービ
ス基準条例第43条に規定する指定介護予防小規模多機能
型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の事業と
が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあ
っては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護
又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下
この節及び次節において同じ。)の数が3又はその端数を
増すごとに1以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅
介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行
う小規模多機能型居宅介護、(第7項に規定する本事業所
所である指定小規模多機能型居宅介護事業所)については当
該本事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規
模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指
定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライ
ト型指定小規模多機能型居宅介護事業所)については当該サ
テライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に
規定する本事業所並びに当該本事業所に係る他の同項
に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業
所及び第191条第8項に規定するサテライト型指定看護
小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行
う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下こ
の章において同じ。)の提供に当たたる者を1以上とし、夜
間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護
の提供に当たたる小規模多機能型居宅介護従業者について

介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者
(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1
項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者
をいう。以下この章において同じ。)の指定を併せて受け、
かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防
小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービ
ス基準条例第43条に規定する指定介護予防小規模多機能
型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の事業と
が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあ
っては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護
又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下
この節及び次節において同じ。)の数が3又はその端数を
増すごとに1以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅
介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行
う小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本事業所
所である指定小規模多機能型居宅介護事業所)については当
該本事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模
多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定
小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライ
ト型指定小規模多機能型居宅介護事業所)については当該サ
テライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規
定する本事業所及び当該本事業所に係る他の同項に規
定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の
登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を
含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当
たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定
小規模多機能型居宅介護の提供に当たたる小規模多機能型居
宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び
深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。

用語の整
備
規定の整
備

は、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第5項において同じ。）に当たたる者を1以上及び宿直勤務に当たたる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2 }
5 } 省略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げ	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスを行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指	看護師又は准看護師

第5項において同じ。）に当たたる者を1以上及び宿直勤務に当たたる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2 }
5 } 省略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げ	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスを行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人	看護師又は准看護師

新たな介護保険施設の創設

規定の整備

施設等の いずれかが ある場合	定介護老人福祉施設又は介護老 人保健施設	保健施設
<p>7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「<u>本体事業所</u>」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たると当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</p>	<p>7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「<u>本体事業所</u>」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たると当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</p>	<p>7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「<u>本体事業所</u>」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たると当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</p>
8 } 省略 13 (管理者)	8 } 省略 13 (管理者)	8 } 省略 13 (管理者)
第83条 省略 2 省略	第83条 省略 2 省略	第83条 省略 2 省略
3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。） 介護老人	3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。） 介護老人	3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。） 介護老人

規定の整
備

保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第112条、第192条第2項及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、基準省令第64条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、基準省令第65条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（協力医療機関等）

第103条 省略

2 省略

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

（管理者）

第111条 省略

保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第112条、第192条第2項、及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、基準省令第64条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、基準省令第65条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（協力医療機関等）

第103条 省略

2 省略

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

（管理者）

第111条 省略

新たな介護保険施設の創設

規定の整備

新たな介護保険施設の創設

同上

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、基準省令第91条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者もしくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービスもしくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、基準省令第92条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第117条 省略

2 } 省略

6 }

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、基準省令第91条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者もしくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービスもしくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、基準省令第92条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第117条 省略

2 } 省略

6 }

身体的拘束等の更なる適正化に係る規定の追加及び整

新たな介護保険施設の創設

同上

- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 ③ 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。

8 省略

(協力医療機関等)

第125条 省略

2 省略

- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第130条 省略

2 省略

3 省略

- 4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、介護医療院又は病院もしくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあっては、常勤換算方法で1以上とする。

7 省略

(協力医療機関等)

第125条 省略

2 省略

- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第130条 省略

2 省略

3 省略

- 4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるとし、看護職員のうち1人以上及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院もしくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあっては、常勤換算方法で1以上とする。

備

項の繰下げ

新たな介護保険施設の創設

用語の整備

新たな介護保険施設の創設

5 省略
 6 省略
 7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場場合には、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士又は介護支援専門員
 (2) 省略
 (3) 介護医療院 介護支援専門員

8 } 省略
 10 }
 第138条 省略
 2 } 省略
 5 }

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

5 省略
 6 省略
 7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場場合には、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士もしくは作業療法士又は介護支援専門員
 (2) 省略

8 } 省略
 10 }
 第138条 省略
 2 } 省略
 5 }

身体的拘束等の更なる適正化

規定の整備

新たな介護保険施設の創設

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

7 省略

(従業者の員数)

第151条 省略

2 省略

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設）の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、こ

6 省略

(従業者の員数)

第151条 省略

2 省略

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）及びユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設）の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

項の繰下げ

規定の整備

の限りでない。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院又は病院もしくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われるときは、これを置かないことができる。

5 } 省略
7 }

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) 省略
- (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士又は介護支援専門員

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。）、介護老人保健施設又は病院もしくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5 } 省略
7 }

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) 省略
- (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、もしくは作業療法士又は介護支援専門員

新たな介護保険施設の創設

規定の整備

(3) 省略

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

9 } 省略
17 }

(サービス提供困難時の対応)

第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設もしくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第157条 省略

2 } 省略
5 }

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。

7 省略

(3) 省略

9 } 省略
17 }

(サービス提供困難時の対応)

第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第157条 省略

2 } 省略
5 }

身体的拘束等の更なる適正化

項の線下

<p>(緊急時等の対応)</p> <p><u>第165条の2</u> 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、<u>第151条第1号</u>に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p><u>第168条</u> 省略</p> <p>(1) } 省略 (2) } (5) }</p> <p>(6) <u>緊急時等における対応方法</u></p>	<p>入所者の医療ニーズへの対応</p>
<p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略 (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p><u>第182条</u> 省略</p> <p>2 } 省略 () } 7 }</p> <p>8. <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	<p>入所者の医療ニーズへの対応 号の繰下げ 同上</p>
<p>(7) 省略</p> <p>(7) 省略 (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p><u>第182条</u> 省略</p> <p>2 } 省略 () } 7 }</p>	<p>身体拘束等の更なる適正化</p>

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。

9 省略

(運営規程)

第186条 省略

- (1) } 省略
)
 (6) }

(7) 緊急時等における対応方法

(8) 省略

(9) 省略

(従業者の員数等)

第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業者を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たるとする従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たるとする看護小規模多機能型居宅介護

8 省略

(運営規程)

第186条 省略

- (1) } 省略
)
 (6) }

(7) 省略

(8) 省略

(従業者の員数等)

第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業者を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たるとする従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たるとする看護小規模多機能型居宅介護

項の繰下げ

入所者の医療ニーズへの対応の繰下げ
 同上

従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護）を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の提供に当たるとに1以上及び訪問サービス（看護又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護（第82条第7項に規定する本事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所）にあっては当該本事業所に係るサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本事業所、当該本事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の数）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たるとに2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たるとに1以上及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たるとに1以上及び宿直勤務に当たるとに1以上とする。

従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護）を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の提供に当たるとに1以上及び訪問サービス（看護又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護（本事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所）にあっては当該本事業所に係るサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たるとに2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たるとに1以上及び深夜の時間帯に行われる勤務（夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たるとに1以上及び宿直勤務に当たるとに1以上とする。

規定の整備
サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の創設

護小規模多機能型居宅介護の提供に当たるとする看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たるとする者1人以上及び宿直勤務に当たるとする者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2 } 省略
5 }

6 宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（第8条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所）については、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況がないう場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、第1項の規定にかかわらず、夜間の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たるとする看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くことができる。

2 } 省略
5 }

6 宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所）については、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たるとする看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くことができる。

規定の整備

サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の創設に係る規定の整備

ないことができる。

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

- (1) }
- (4) }
- (5) 介護医療院

省略

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

- (1) }
- (4) }

省略

新たな介護保険制度の創設
サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の創設に係る規定の追加

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る支援を行うもの（以下この章において「本事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当た

看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

11 省略

12 省略

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の基準省令第171条第9項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第199条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

14 省略

サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の創設に係る規定の追加
項の追加及び基準の新設
項の繰下げ

同上

サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の創設に係る規定の追加
項の繰下げ

8 省略

9 省略

10 省略

げ

サテライ
ト型指定
看護小規
模多機能
型居宅介
護事業所
の創設
項の線下
げ、規定
の整備及
び新たな
介護保険
施設の創
設

新たな介
護保険施
設の創設

(管理者)

第192条 省略

(管理者)

第192条 省略

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者もしくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、基準省令第172条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師もしくは看護師でなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者もしくは保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、基準省令第173条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師もしくは

2 前項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者もしくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、基準省令第172条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師もしくは看護師でなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者もしくは保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、基準省令第173条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師もしくは看護師で

は看護師でなければならぬ。

(登録定員及び利用定員)

第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を29人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とする。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じて右欄に定める利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護

なければならぬ。

(登録定員及び利用定員)

第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を29人以下とする。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じて右欄に定める利用定員）まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで

サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の定員の規定

同上

同上

事業所にあつては、6人)まで

(設備及び備品等)

第195条 省略

2 省略

(1) 省略

(2) 宿泊室

ア

イ

エ

} 省略

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

3 省略

4 省略

(指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員(第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

2

イ

10

} 省略

(設備及び備品等)

第195条 省略

2 省略

(1) 省略

(2) 宿泊室

ア

イ

エ

} 省略

3 省略

4 省略

(指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

2

イ

10

} 省略

看護小規模多機能型居宅介護の指定基準の緩和

サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の創設

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条第3項中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項の表」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第89条及び第97条第3項中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項の表」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

規定の整備

付 則

1 1 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び付則第13項において同じ。）又は療養病床（医療法第7条第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなげなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

1 2 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地

付 則

1 1 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び付則第13項において同じ。）又は療養病床（医療法第7条第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなげなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

1 2 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地

介護療養
病床の廃
止に係る
経過措置
の延長

域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

- (1) 省略
- (2) 省略

13 一般病床、精神病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床又は一般病床もしくは療養病床を有する診療所の一般病床もしくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床又は当該診療所の一般病床もしくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第152条第1項第8号及び第180条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、

- 1. 2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

19 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地

域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

- (1) 省略
- (2) 省略

13 一般病床、精神病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床又は一般病床もしくは療養病床を有する診療所の一般病床もしくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床又は当該診療所の一般病床もしくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第152条第1項第8号及び第180条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、

- 1. 2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

介護療養
病床の廃
止に係る
経過措置
の延長

療養病床
の転換に
係る経過
措置の追
加

域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院もしくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院もしくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

20 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行う指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院もしくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

療養病床
の転換に
係る経過
措置の追
加

議案第36号

小金井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小金井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年2月21日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正により、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

小金井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小金井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第5条第1項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第9条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「とする」を「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改める。

第44条第6項の表中欄中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所」に改める。

第45条第3項、第46条、第60条第3項、第72条第2項及び第73条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第78条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期

的に実施すること。

第83条第3項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第36号資料1

小金井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正により、所要の改正を行う。

2 改正内容

(1) 医療と介護の複合的ニーズに対応する介護医療院の創設に係る規定の整備

高齢化の進展により増加が見込まれる慢性期の医療と介護のニーズを併せ持つ、高齢者に対応するための新たな介護保険施設である介護医療院の創設に係る規定を整備する（第5条第1項、第44条第6項の表上段、第45条第3項、第46条、第60条第3項、第72条第2項、第73条、第83条第3項）。

(2) 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員の見直し

サービスの普及促進を図る観点により、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員を見直す（第9条第1項）。

(3) 身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、指針の整備や身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催などを義務付ける（第78条第3項）。

(4) その他所要の規定の整備

3 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第36号資料2

小金井市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(基本方針)</p> <p>第4条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この条において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第4条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この条において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において</p>	<p>規定の整備</p>
<p>(基本方針)</p> <p>第4条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この条において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第4条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この条において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において</p>	<p>介護保険施設の新しい施設に伴う規定の整備</p>

所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) } 省略
- 2 } 省略
- 7 } 省略

(利用定員等)

第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービスマニュアル第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予

行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) } 省略
- 2 } 省略
- 7 } 省略

(利用定員等)

第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。

規定の整備及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業

防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり

1 2人以下となる数とする。

2 省略
(従業者の員数等)

第44条 省略

2 } 省略
3 }

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第05号)第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院	介護職員
		看護師又は准

所の利用
定員の見
直し

2 省略
(従業者の員数等)

第44条 省略

2 } 省略
3 }

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)	介護職員
		看護師又は准

介護保険
施設の新
設に伴う
規定の整
備

型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合

を行う事業所、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設

型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合

を行う事業所、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設

7 }
13 }
(管理者)
第45条 省略
2 省略

7 }
13 }
(管理者)
第45条 省略
2 省略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、基準省令第45条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了していません。

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、基準省令第45条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければなりません。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

規定の整備

介護保険施設の新設に伴う規定の整備

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者もしくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験をもつた者である者として、基準省令第46条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものではない。

(協力医療機関等)

第60条 省略

2 省略

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(管理者)

第72条 省略

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、基準省令第71条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものではない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者もしくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験をもつた者又は保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者である者として、基準省令第46条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものではない。

(協力医療機関等)

第60条 省略

2 省略

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(管理者)

第72条 省略

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、基準省令第71条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものではない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

介護保険
施設の
新設に
伴う
規定
の整
備

同上

同上

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者もしくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービスの提供を行う事業者の経営に携わった経験を有する者であつて、基準省令第72条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬ。

(身体的拘束等の禁止)

第78条 省略

2 省略

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。

(協力医療機関等)

第83条 省略

2 省略

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者もしくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービスの提供を行う事業者の経営に携わった経験を有する者であつて、基準省令第72条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬ。

(身体的拘束等の禁止)

第78条 省略

2 省略

身体的拘束等の適正化に係る規定の追加

(協力医療機関等)

第83条 省略

2 省略

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

介護保険施設の新しい施設に伴う

	<p>付 則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>	規定の整 備
--	---------------------------------------	-----------

議案第 37 号

小金井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小金井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を別紙のように改正する。

平成 30 年 2 月 21 日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正により、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

小金井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小金井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「介護保険施設」を「介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」に改める。

第5条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第31条第9号中「介護予防サービス計画の原案に」を「、利用者及びその家族の参加を原則としつつ、介護予防サービス計画の原案に」に改め、同条第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能^{くう}その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師もしくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第31条第21号中「以下」を「次号及び第22号において」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(四)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第37号資料1

小金井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正により、所要の改正を行う。

2 改正内容

(1) 障害福祉制度との連携の明確化

障害福祉サービスを利用してきた障がい者が介護保険サービスを利用する場合等における、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護事業者が指定特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にする（第2条第4項）。

(2) 公正中立なケアマネジメントの確保

利用者との契約に当たり、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける指定介護予防サービス事業所等について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等を説明することを義務付ける（第5条第2項）。

(3) 医療と介護の連携の強化

ア 入院時における医療機関との連携を促進する観点から、居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することを義務付ける（第5条第3項）。

イ 指定介護予防サービス事業者等から伝達された利用者の服薬状況や口腔^{くう}に関する問題、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師等に必要な情報伝達を行うことを義務付ける（第31条第14号の2）。

ウ 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされているが、この意見を求めた主治の

医師等に対してケアプランを交付することを義務付ける（第31条第21号の2）。

(4) その他所要の規定の整備

3 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第377号資料2

小金井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(基本方針及び一般原則)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、小金井市（以下「市」という。）<u>、地域包括支援センター（法第115条の4第1項の地域包括支援センターをいう。以下同じ。）</u>、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2の老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項の指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）<u>、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者</u>、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5 省略</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第2条</p>	<p>(基本方針及び一般原則)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、小金井市（以下「市」という。）<u>、地域包括支援センター（法第115条の4第1項の地域包括支援センターをいう。以下同じ。）</u>、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2の老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項の指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）<u>、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</u></p> <p>5 省略</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第2条</p>	<p>障害福祉制度との連携の明確化</p>

の規定による基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならぬ。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者については、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 省略
 - (2) 省略
- 5 省略

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

の規定による基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 省略
 - (2) 省略
- 4 省略

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

公正中立なケアマネジメントの確保に係る規定の追加医療と介護の連携の強化に係る規定の追加

項の線下及び規定の整備

項の線下
項の線下
及び規定の整備

7 指定介護予防支援事業者は、第4項の規定により第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

(1) 第4項各号の方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) 省略

8 省略

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第31条 省略

(1) } 省略
(8)

(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を原則としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10) } 省略
(14)

6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

(1) 第3項各号の方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) 省略

7 省略

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第31条 省略

(1) } 省略
(8)

(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10) } 省略
(14)

項の線下
げ及び規
定の整備

項の線下
げ

規定の整
備

14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師もしくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(15) } 省略
 (20) }

(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(次号及び第22号において「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。
 (22) 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

(22) } 省略
 (20) }

付 則
 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

医療と介護の連携の強化に係る規定の追加

(15) } 省略
 (20) }
 (21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。

規定の整備
 医療と介護の連携の強化に係る規定の追加

(22) } 省略
 (20) }

議案第38号

小金井市立公園条例の一部を改正する条例

小金井市立公園条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年2月21日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う都市公園法施行令の改正による都市公園に設ける運動施設の敷地面積割合等の規定の整備及び市立公園における撮影に係る使用料の規定を新設し、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市立公園条例の一部を改正する条例

小金井市立公園条例（平成3年条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3条の5」を「第3条の6」に、「第18条」を「第17条」に、「第19条」を「第18条」に、「第20条」を「第19条」に改める。

第2条中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とする。

第3条の2中「10平方メートル」の次に「(市の区域内に都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第1項もしくは第2項の規定による市民緑地契約又は同法第63条に規定する認定計画に係る市民緑地が存するときは、10平方メートルから当該市民緑地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積)」を加える。

第3条の4第1項第1号中「昭和31年政令第290号」の次に「。以下「政令」という。」を加える。

第3章中第3条の5を第3条の6とし、第3条の4の次に次の1条を加える。

(運動施設の敷地面積の基準)

第3条の5 政令第8条第1項の条例で定める割合（以下この条において「基準割合」という。）は、100分の50とする。ただし、規則で定める都市公園の基準割合は、市長が別に規則で定める割合とする。

第4条第2号中「又は映画を撮影すること」を「、映画等の撮影その他これらに類する行為をすること」に改め、同条第3号中「利用」を「使用」に改め、同条に次の4項を加える。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項各号に掲げる行為が他の利用者に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項の許可をすることができる。
- 4 市長は、第1項の許可に市立公園の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。
- 5 第1項の許可を受けた者は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

第4条の次に次の1条を加える。

(使用料)

第4条の2 市長は、前条の規定により市長の許可を受けて同条第1項第2号の行為をする者から別表第2に定める使用料を徴収するものとする。

2 前項の使用料の徴収方法は、市長が別に規則で定める。

第9条第1項中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第10条の見出し中「占用料」を「使用料又は占用料」に改め、同条中「公益上必要」を「特に理由」に、「前条に規定する占用料」を「第4条の2に規定する使用料又は前条に規定する占用料」に改める。

第11条を次のように改める。

(使用料又は占用料の不還付)

第11条 第4条の2の規定により既に納めた使用料又は第9条の規定により既に納めた占用料は、還付しない。ただし、市長が特に理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

第12条を削り、第13条を第12条とする。

第14条第2項第1号中「第8条」を「第6条」に改め、同条を第13条とする。

第15条第1項中「使用者」の次に「(第4条の規定により市長の許可を受けて同条第1項各号の行為をする者をいう。以下同じ。)」を加え、「使用又は」を「使用もしくは」に改め、同条を第14条とし、第16条を第15条とし、第17条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

(届出)

第17条 市立公園を使用する者(使用者及び占用者を含む。)が市立公園もしくは公園施設を損傷したとき、又は損壊したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 使用者又は占用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 占用者が市立公園の占用を廃止したとき、又は終了したとき。

(2) 第14条の規定により原状に回復したとき。

第18条を削る。

第5章中第19条を第18条とする。

第20条第4号中「第13条」を「第12条」に改め、同条第5号中「第14条」を「第13条」に改め、第6章中同条を第19条とする。

別表第1中「第3条の5」を「第3条の6」に改める。

別表第2中「市立公園の占用に係る占用料」を削り、同表占用物件の欄中「。以

下「法」という。」を削り、「法第32条第1項第2号」を「道路法第32条第1項第2号」に改め、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第4条の2関係）

行為の種類	単位	金額
業として行う写真等の静止画撮影	1時間	1,800円
業として行う映画、テレビ、ビデオ等の動画撮影	1時間	15,900円

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市立公園条例（以下「改正後条例」という。）第4条の2の規定は、この条例の施行の日以後に受けた改正後条例第4条第2項の申請書に係る許可について適用し、同日前の許可については、なお従前の例による。

小金井市立公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 省略</p> <p>第3章 都市公園の設置等に関する基準(第3条の2—第3条の6)</p> <p>第4章 市立公園の管理(第4条—第17条)</p> <p>第5章 雑則(第18条)</p> <p>第6章 罰則(第19条)</p> <p>付則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } 省略</p> <p>(2) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) 省略</p> <p>(住民1人当たりの都市公園面積の標準)</p> <p>第3条の2 市の区域内の都市公園(市域にある都の設置する公園を含む。)の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10</p>	<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 省略</p> <p>第3章 都市公園の設置等に関する基準(第3条の2—第3条の5)</p> <p>第4章 市立公園の管理(第4条—第18条)</p> <p>第5章 雑則(第19条)</p> <p>第6章 罰則(第20条)</p> <p>付則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } 省略</p> <p>(2) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) 使用 市立公園において、展示会その他各種の催し又は集会等のため、公園の全部もしくは一部を独占して使用し、又は使用に伴い工作物等を設置すること。</p> <p>(6) 使用者 前号の使用について市長の許可を受けた者</p> <p>(7) 省略</p> <p>(住民1人当たりの都市公園面積の標準)</p> <p>第3条の2 市の区域内の都市公園(市域にある都の設置する公園を含む。)の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10</p>	<p>条の追加及び削除に伴う目次の整備</p> <p>定義の削除</p>

平方メートル(市の区域内に都市緑地法(昭和48年法律第72号)第55条第1項もしくは第2項の規定による市民緑地契約又は同法第63条に規定する認定計画に係る市民緑地が存在するときは、10平方メートルから当該市民緑地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積)以上とする。

(公園施設の建築面積の基準)

第3条の4 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならない。ただし、次の各号に定める特別の場合、当該各号に規定する建築物に限り、当該各号で規定された当該都市公園の敷地面積に対する割合を限度としてこれを超えることができる。

(1) 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「政令」という。)第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設又は同条第8項に規定する備蓄倉庫その他都市公園法施行規則(昭和31年建設省令第30号。以下「省令」という。)第1条の2に規定する災害応急対策に必要な施設である建築物(次号に掲げる建築物(次号に掲げる建築物を除く。)を設ける場合100分の10

(2) 省略

2 省略

3 省略

(運動施設の敷地面積の基準)

第3条の5 政令第8条第1項の条例で定める割合(以下この条において「基準割合」という。)は、100分の50とする。ただし、規則で定める都市公園の基準割合は、市長が別

平方メートル以上とする。

(公園施設の建築面積の基準)

第3条の4 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならない。ただし、次の各号に定める特別の場合、当該各号に規定する建築物に限り、当該各号で規定された当該都市公園の敷地面積に対する割合を限度としてこれを超えることができる。

(1) 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設又は同条第8項に規定する備蓄倉庫その他都市公園法施行規則(昭和31年建設省令第30号。以下「省令」という。)第1条の2に規定する災害応急対策に必要な施設である建築物(次号に掲げる建築物を除く。)を設ける場合100分の10

(2) 省略

2 省略

3 省略

法令改正に伴う規定の整備

規定の整備

運動施設の敷地面積の基準の規定の

に規則で定める割合とする。

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準)

第3条の6 省略

(行為の制限)

第4条 市立公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 省略
- (2) 業として写真、映画等の撮影その他これらに類する行為をすること。
- (3) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催し等のため、市立公園の全部又は一部を独占して使用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項各号に掲げる行為が他の利用者に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項の許可をすることができる。

4 市長は、第1項の許可に市立公園の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

5 第1項の許可を受けた者は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第4条の2 市長は、前条の規定により市長の許可を受けて同条第1項第2号の行為をする者から別表第2に定める使用料を徴収するものとする。

2 前項の使用料の徴収方法は、市長が別に規則で定める。

(占用料)

第9条 市長は、前条の規定により市立公園の占用許可を与え

追加

条の繰下げ

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準)

第3条の5 省略

(行為の制限)

第4条 市立公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 省略
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催し等のため、市立公園の全部又は一部を独占して利用すること。

特定の行為に関する規定の追加

使用料の規定の新設

(占用料)
第9条 市長は、前条の規定により市立公園の占用許可を与え

るとき、別表第3に掲げる占有物件については、その該当する額の占有料を徴収するものとする。

2 省略

(使用料又は占有料の減額又は免除)

第10条 市長は、特に理由があると認めるときは、第4条の2に規定する使用料又は前条に規定する占有料を減額し、又は免除することができる。

(使用料又は占有料の不還付)

第11条 第4条の2の規定により既に納めた使用料又は第9条の規定により既に納めた占有料は、還付しない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

るとき、別表第2に掲げる占有物件については、その該当する額の占有料を徴収するものとする。

2 省略

(占有料の減額又は免除)

第10条 市長は、公益上必要があると認めるときは、前条に規定する占有料を減額し、又は免除することができる。

(占有料の不還付)

第11条 第9条の規定により既に納めた占有料は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 占有者の責めに帰さない理由により占有することができなくなつたとき。
- (2) 占有者が占有を開始しようとした日の14日前までに占有を取りやめる旨の申出をしたとき。
- (3) 第14条の規定により、占有の許可を取り消したときは、取り消した日の属する月の翌月以降の分を返還する。

(市立公園の使用)

第12条 第4条の規定により市立公園を使用しようとする者は、別に市長が定める事項を記載した使用許可申請書を提出しなければならない。

2 使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、第4条各号に掲げる行為が一般の市立公園の利用者に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、使用許可を与えることができる。

4 市長は、前項の許可に市立公園の管理上必要な範囲内で条

規定の整備

使用料に係る減額又は免除の規定の追加
使用料に係る不還付の規定の追加及び規定の整備

規定の削除

<p>(権利の譲渡等の禁止)</p> <p><u>第12条</u> 省略</p> <p>(監督処分)</p> <p><u>第13条</u> 省略</p> <p>2 市長は、次の各号の一に該当したときは、前項に規定する処分をし、又は必要な処置を命ずることができる。</p> <p>(1) <u>第6条</u>の規定に該当したとき。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第14条</u> 使用者(第4条の規定により市長の許可を受けて同条第1項各号の行為をする者をいう。以下同じ。)又は占用者は、市立公園の使用もしくは占用を廃止したとき、又は終了したときは、直ちに市立公園を原状に回復しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(勧告)</p> <p><u>第15条</u> 省略</p> <p>(費用の徴収)</p> <p><u>第16条</u> 省略</p> <p>(届出)</p> <p><u>第17条</u> 市立公園を使用する者(使用者及び占用者を含む。)が市立公園もしくは公園施設を損傷したとき、又は損壊したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 使用者又は占用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 占用者が市立公園の占用を廃止したとき、又は終了した</p>	<p>件を付すことができる。</p> <p>(権利の譲渡等の禁止)</p> <p><u>第13条</u> 省略</p> <p>(監督処分)</p> <p><u>第14条</u> 省略</p> <p>2 市長は、次の各号の一に該当したときは、前項に規定する処分をし、又は必要な処置を命ずることができる。</p> <p>(1) <u>第8条</u>の規定に該当したとき。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第15条</u> 使用者又は占用者は、市立公園の使用又は占用を廃止したとき、又は終了したときは、直ちに市立公園を原状に回復しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(勧告)</p> <p><u>第16条</u> 省略</p> <p>(費用の徴収)</p> <p><u>第17条</u> 省略</p>		<p>条の繰上げ</p> <p>条の繰上げ及び規定の整備</p> <p>条の繰上げ、定義の追加及び規定の整備</p> <p>条の繰上げ</p> <p>同上</p> <p>届出の規定の整備に伴う条の追加</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

とき。
 (2) 第14条の規定により原状に回復したとき。

(委任)

第18条 省略

(過料)

第19条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、過料を科する必要があると認めるときは、5万円以下において市長が定める額を徴収することができる。

- (1) } 省略
- (2) }
- (3) }

(4) 第12条の規定に違反した者

(5) 第13条の規定による命令に違反した者

別表第1 (第3条の6関係)

表 省略

別表第2 (第4条の2関係)

行為の種類	単位	金額
業として行う写真等の静止画撮影	1時間	1,800円

(届出)

第18条 市立公園の使用者又は占有者は、次の各号の一に該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 使用者又は占有者が、市立公園の使用又は占有を廃止したとき、又は終了したとき。

(2) 市立公園の使用者又は占有者が、市立公園及び市立公園施設を損傷したとき、又は損壊したとき。

(3) 第15条の規定により原状に回復したとき。
 (委任)

第19条 省略

(過料)

第20条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、過料を科する必要があると認めるときは、5万円以下において市長が定める額を徴収することができる。

- (1) } 省略
- (2) }
- (3) }

(4) 第13条の規定に違反した者

(5) 第14条の規定による命令に違反した者

別表第1 (第3条の5関係)

表 省略

届出の規
 定の整備
 に伴う条
 の削除

条の線上
 げ
 条の線上
 げ及び規
 定の整備

規定の整
 備
 使用料の
 別表の追
 加

業として行う映画、テレビ、ビデオ等の動画撮影	1時間	15,900円
------------------------	-----	---------

別表第3 (第9条関係)

占有物件	単位	占用料 (円)
道路法 (昭和27年法律第80号) 第32条第1項に掲げる工作物	省略	省略
道路法 第32条第1項に掲げる物件		
備考 省略		

- 付 則
(施行期日)
- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)

別表第2 (第9条関係)

市立公園の占有に係る占用料

占有物件	単位	占用料 (円)
道路法 (昭和27年法律第80号) 以下「法」という。) 第32条第1項に掲げる工作物	省略	省略
法 第32条第1項に掲げる物件		
備考 省略		

別表の繰
下げ及び
規定の整
備

2 この条例による改正後の小金井市立公園条例（以下「改正後条例」という。）第4条の2の規定は、この条例の施行の日以後に受けた改正後条例第4条第2項の申請書に係る許可について適用し、同日前の許可については、なお従前の例による。

議案第39号

小金井市滄浪泉園緑地条例の一部を改正する条例

小金井市滄浪泉園緑地条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年2月21日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

小金井市滄浪泉園緑地内における撮影に係る使用料の規定を新設し、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市滄浪泉園緑地条例の一部を改正する条例

小金井市滄浪泉園緑地条例(昭和54年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に改める。

第5条中「95名」を「95人」に改める。

第8条中「次の各号」を「次」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 業として写真、映画等の撮影その他これらに類する行為をすること。

第8条に次の1項を加える。

- 2 前項ただし書の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

第10条第2項中「原則として使用」を「規則で定める場合を除き、使用」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、第8条ただし書の規定により市長の許可を受けて同条第4号の行為をする者の使用料は、次の表に掲げるものとする。

行為の種類	単位	金額
業として行う写真等の静止画撮影	1時間	1,800円
業として行う映画、テレビ、ビデオ等の動画撮影	1時間	15,900円

- 4 前項の使用料は、規則で定める方法により納付しなければならない。

第11条中「前条第1項の使用料を減額し又は」を「前条第1項及び第3項の使用料を減額し、又は」に改める。

第14条及び第15条を削り、第16条を第14条とし、第17条を第15条とし、第18条を第16条とする。

第19条第2号中「第18条」を「前条」に改め、同条を第17条とし、第20条を第18条とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の小金井市滄浪泉園緑地条例(以下「改正後条例」という。)第10条第3項及び第4項の規定は、この条例の施行の日以後に受けた改正後条例第8条第2項の申請書に係る許可について適用し、同日前の許可については、なお従前の例による。

小金井市滄浪泉園緑地条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(目的) 第1条 この条例は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づき特別緑地保全地区として指定された滄浪泉園緑地（以下「緑地」という。）を保全するとともに、市民が緑と自然に親しむ場として開放するため、必要な事項を定める。 (滞留定員) 第5条 緑地の滞留定員は、<u>95人</u>とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。 (行為の禁止) 第8条 緑地内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号から第4号までについては、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) } 省略 (2) } (3) } (4) 業として写真、映画等の撮影その他これらに類する行為をすること。 (5) } 省略 (6) } (15) }</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づき緑地保全地区として指定された滄浪泉園緑地（以下「緑地」という。）を保全するとともに、市民が緑と自然に親しむ場として開放するため、必要な事項を定める。 (滞留定員) 第5条 緑地の滞留定員は、<u>95名</u>とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。 (行為の禁止) 第8条 緑地内においては、次に各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号から第4号までについては、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) } 省略 (2) } (3) } (4) 業としての写真撮影その他これに類することをすること。 (5) } 省略 (6) } (15) }</p>	<p>規定の整備 同上 用語の整理</p>
<p>(目的) 第1条 この条例は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づき特別緑地保全地区として指定された滄浪泉園緑地（以下「緑地」という。）を保全するとともに、市民が緑と自然に親しむ場として開放するため、必要な事項を定める。 (滞留定員) 第5条 緑地の滞留定員は、<u>95人</u>とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。 (行為の禁止) 第8条 緑地内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号から第4号までについては、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) } 省略 (2) } (3) } (4) 業として写真、映画等の撮影その他これらに類する行為をすること。 (5) } 省略 (6) } (15) }</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づき緑地保全地区として指定された滄浪泉園緑地（以下「緑地」という。）を保全するとともに、市民が緑と自然に親しむ場として開放するため、必要な事項を定める。 (滞留定員) 第5条 緑地の滞留定員は、<u>95名</u>とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。 (行為の禁止) 第8条 緑地内においては、次に各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号から第4号までについては、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) } 省略 (2) } (3) } (4) 業としての写真撮影その他これに類することをすること。 (5) } 省略 (6) } (15) }</p>	<p>許可を受けることができるが、できざる行為の規定の改正</p>

2 前項ただし書の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(使用料)

第10条 省略

2 前項の使用料は、規則で定める場合を除き、使用の承認を受けたときに納付しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、第8条ただし書の規定により市長の許可を受けて同条第4号の行為をする者の使用料は、次の表に掲げるものとする。

行為の種類	単位	金額
業として行う写真等の静止画撮影	1時間	1,800円
業として行う映画、テレビ、ビデオ等の動画撮影	1時間	15,900円

4 前項の使用料は、規則で定める方法により納付しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、特に理由があるときは、前条第1項及び第3項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料)

第10条 省略

2 前項の使用料は、原則として使用の承認を受けたときに納付しなければならない。

特定の行為の許可に関する規定の追加

規定の整備
業として行う写真、映画等の撮影に係る使用料の新設

納付方法の規定の追加

規定の整備

(物件を設けない占有)

占有に係

<p>第14条 物件を設けないで緑地を占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の許可に際し、緑地の保全と管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。</p> <p>(占用料)</p> <p>第15条 前条の占用料は、無料とする。</p> <p>(権利の譲渡禁止)</p> <p>第16条 省略</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第17条 省略</p> <p>(監督処分)</p> <p>第18条 省略</p> <p>(過料)</p> <p>第19条 次の各号の一に該当する者には、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前条の規定に基づき命令に従わない者</p> <p>(委任)</p> <p>第20条 省略</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の小金井市滄浪泉園緑地条例（以下「改正後条例」という。）第10条第3項及び第4項の</p>	<p>第14条 物件を設けないで緑地を占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の許可に際し、緑地の保全と管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。</p> <p>(占用料)</p> <p>第15条 前条の占用料は、無料とする。</p> <p>(権利の譲渡禁止)</p> <p>第16条 省略</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第17条 省略</p> <p>(監督処分)</p> <p>第18条 省略</p> <p>(過料)</p> <p>第19条 次の各号の一に該当する者には、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第18条の規定に基づき命令に従わない者</p> <p>(委任)</p> <p>第20条 省略</p>	<p>る規定の 削除</p> <p>占用料に 係る規定 の削除</p> <p>条の繰上 げ</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>規定の整 備</p> <p>条の繰上 げ</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

規定は、この条例の施行の日以後に受けた改正後条例第8条第2項の申請書に係る許可について適用し、同日前の許可については、なお従前の例による。